



石綿健康被害救済制度で認定された方やそのご家族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度に関するお知らせです～

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、国の損害賠償責任が認められたことを受け、「建設アスベスト給付金制度」が創設されました。

この制度では、石綿にさらされる建設業務のうち、昭和47年10月から昭和50年9月までの期間に行われた石綿の吹付け作業、昭和50年10月から平成16年9月までの期間に一定の屋内作業場で行われた作業に従事していた方で、一定の要件を満たす場合には、給付金が支給されることになっております(※)。

この要件を満たす方については、給付金制度の対象となる可能性がありますので、同封のリーフレットをご一読いただき、建設アスベスト給付金制度に関するご相談がありましたら、リーフレットの裏面に記載されている厚生労働省の相談窓口(労災保険相談ダイヤル：0570-006031)までご連絡いただければ幸いです。

※ このお知らせを受け取られた方のすべてが建設アスベスト給付金制度の支給対象になるとは限りません。

給付金の支給には、給付金の請求を行っていただき、同封のリーフレットに記載する支給要件を満たすこと等、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。なお、国または国以外の者により損害の填補がされている場合には、給付金の支給額について調整する場合があります。

<石綿健康被害救済法に関するお問い合わせ>

環境省大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課石綿健康被害対策室

代 表：03-3581-3351